

京都市告示第 395 号

生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成20年2月21日

京都市長 榎本頼兼

介護機関指定

サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
訪問リハビリテーション	田中整形外科	伏見区久我東町1番地の4	平成20年1月7日
訪問看護	田中整形外科	伏見区久我東町1番地の4	平成20年1月7日
介護予防居宅療養管理指導	澤井医院	伏見区日野馬場出町9番地の2	平成20年1月5日
居宅療養管理指導	澤井医院	伏見区日野馬場出町9番地の2	平成20年1月5日
介護予防居宅療養管理指導	林歯科診療所	下京区朱雀宝蔵町14番地	平成20年1月11日
居宅療養管理指導	林歯科診療所	下京区朱雀宝蔵町14番地	平成20年1月11日
介護予防通所リハビリ	バプテスト老人保健施設	左京区北白川山ノ元町47番地	平成20年1月1日
介護予防訪問介護	(有)ホームケアサービス衣笠	北区等持院南町30番地の2	平成20年1月4日
夜間対応型訪問介護	新大宮ナイトヘルパステーション	北区紫竹西桃ノ本町48番地	平成19年12月1日
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能サービスもみじの家	東山区本町4丁目130番地	平成20年1月1日
夜間対応型訪問介護	あんしんネットワーク伏見	伏見区深草大亀谷東古御香町59・60番地	平成20年1月13日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)